

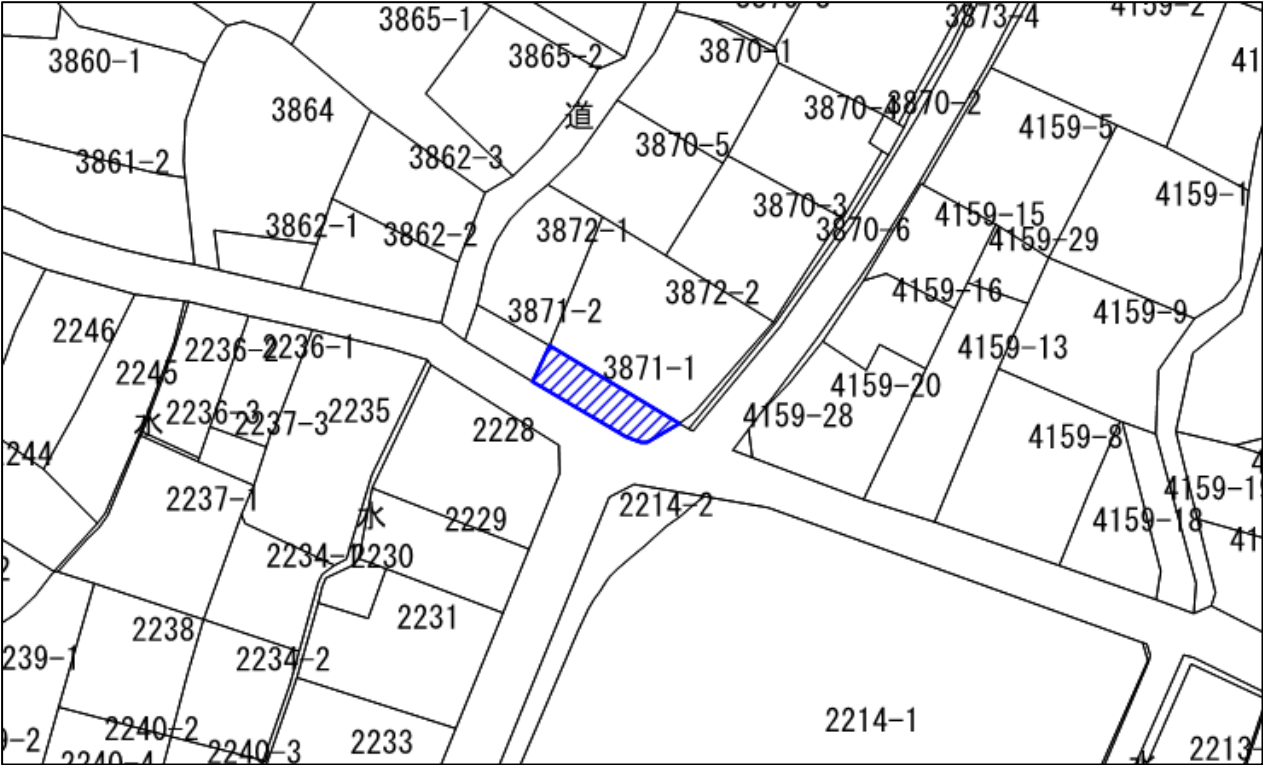
物件明細書

売却区分番号	1 - 2	土 地・建 物	
見 積 価 額	400,000 円	公 売 保 証 金	40,000 円
財 産 の 表 示	(土 地) 所 在 霧島市国分名波町 地 番 3871 番 1 地 目 宅地 地 積 89.31 平方メートル (主である建物の表示) 所 在 霧島市国分名波町 3871 番地 1 家屋番号 3871 番 1 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺 2 階建 床 面 積 1 階 41.13 平方メートル 2 階 41.13 平方メートル (附属建物の表示) 符 号 1 種 類 店舗 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 22.50 平方メートル 以上不動産登記事項証明書による表示		
公 法 上 の 規 制	・非線引都市計画区域 ・用途地域：第 1 種中高層住居専用地域 ・建ぺい率 60%、容積率 200%		
接 道 状 況	・南側が幅員 5m、東側が幅員 7m の市道に接面しています。		
地 盤 ・ 地 勢	・地盤：普通 ・地勢：普通		
使 用 状 況 等	昭和 58 年 5 月 27 日新築 水道、電気、衛生設備（敷地内に下水管の引き込み無）はあるものの、老朽化しているため、使用の可否については不明です。		
管 理 状 況 等	家屋番号 3871 番 1 ・ 附属建物 符号 1 経年以上の磨滅・消耗のほか、汚損・破損等があります。		
特 記 事 項	・混在財産（土地・建物一括公売） ・土砂災害警戒区域となっています。 ・敷地内に電柱があります。 ・附属建物の屋根は一部崩落しています。 ・建物の解体・建替・増改築を行う場合は、建築基準法上の取り扱いについて行政		

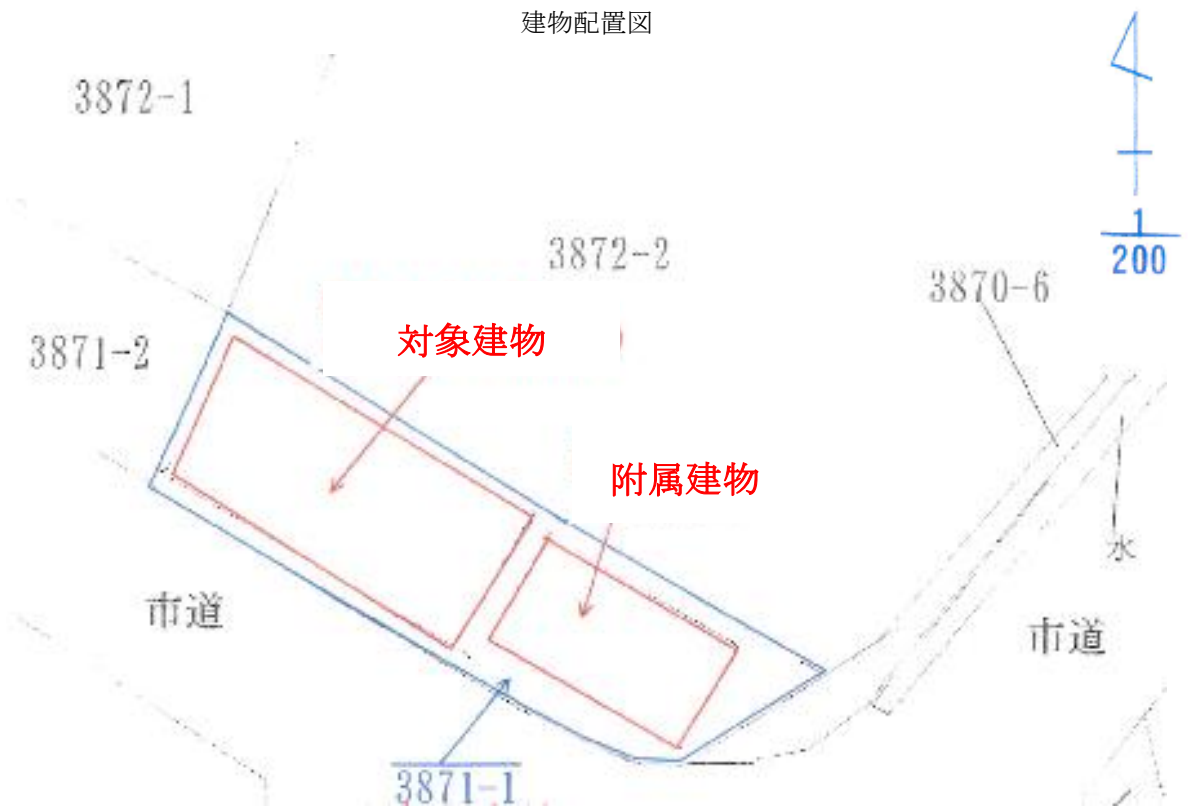
物件明細書

	庁との事前協議が必要となります。 ・残置物が多数あります。（残置物処分の承諾書有） ・物件の状況は、令和 7 年 7 月時点のもので、現況が変動している場合があります。
留 意 事 項	・国税徴収法第 92 条ならびに第 108 条に該当する者は、公売に参加することはできません。 ・国税徴収法第 99 条の 2 の規定により『暴力団員等に該当しない旨の陳述書』の提出が必要です。なお、虚偽の陳述等を行った者については、国税徴収法第 189 条の罰則が適用されます。 ・代理人が入札する場合は委任状の提出が必要です。 ・公売保証金を納めなければ入札できません。 ・開札は入札者の面前で行い、見積価額以上で最も高い価額で入札された方を最高価申込者として決定します。 ・売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・公売財産は現状渡しです。市は公売財産に係る瑕疵担保責任を負いません。買受希望財産について、公簿や現況確認等により必要な情報収集を行ってください。 ・公売財産の買受人は、買い受けた公売財産の種類又は品質に問題があったとしても、その補完・補填、買受代金の減額、損害賠償及び買受の取消し（解約）を、霧島市に請求することはできません。 ・市は、不動産の直接の引き渡しは行いません。公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産に動産がある場合の取り扱いなどについて、全て買受人の責任において行うことになります。 ・地積及び床面積は、登記事項証明書の表示によります。土地の境界については隣接地所有者と協議してください。市は、関与いたしません。 ・土壌汚染やアスベスト、地下埋設物に関することなどの専門的な調査は行っておりません。 ・所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づき、市が行います。所有権移転に伴う費用は買受人の負担となります。 ・適格請求書発行事業所の所有する消費税課税財産については、消費税法施行令第 70 条の 12 第 5 項に基づき買受人の求めに応じ、霧島市が適格証明書を交付します。

物件明細書

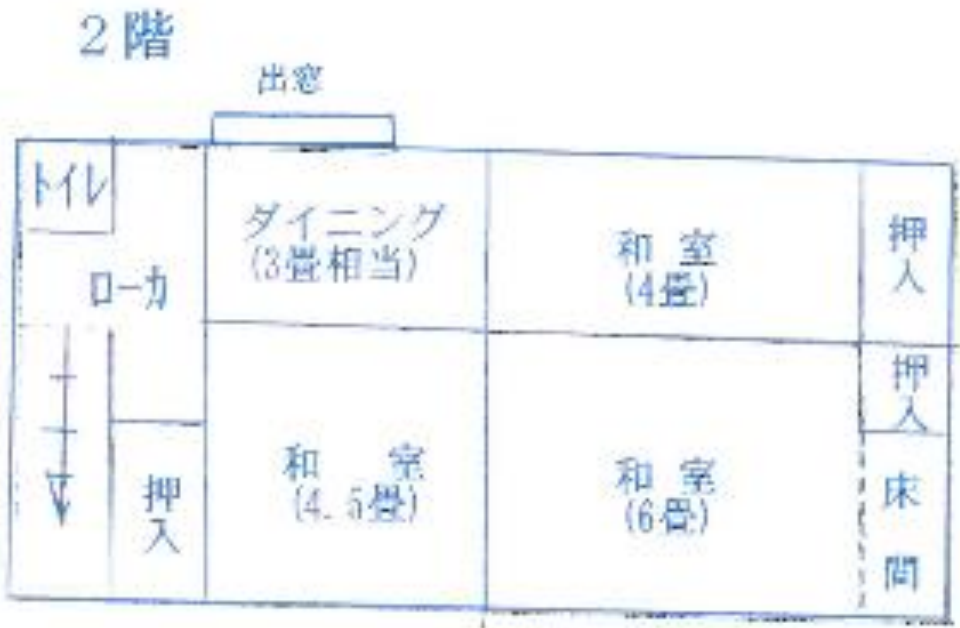
売却区分番号	1-2
所在図	
	
地籍図	
	

物件明細書

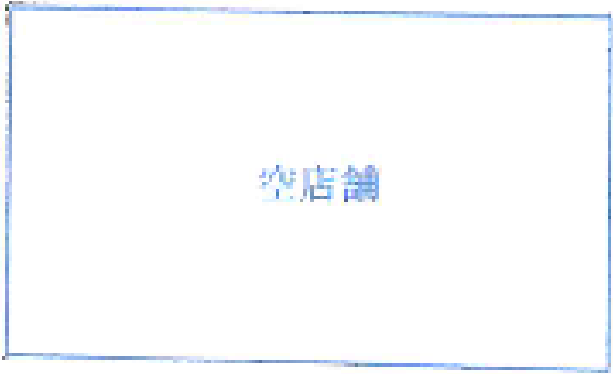
売却区分番号	1 - 2
建物配置図 	
建物間取図 家屋番号 3871 番 1 1 階 	

物件明細書

建物間取図



附属建物 符号1



物件明細書

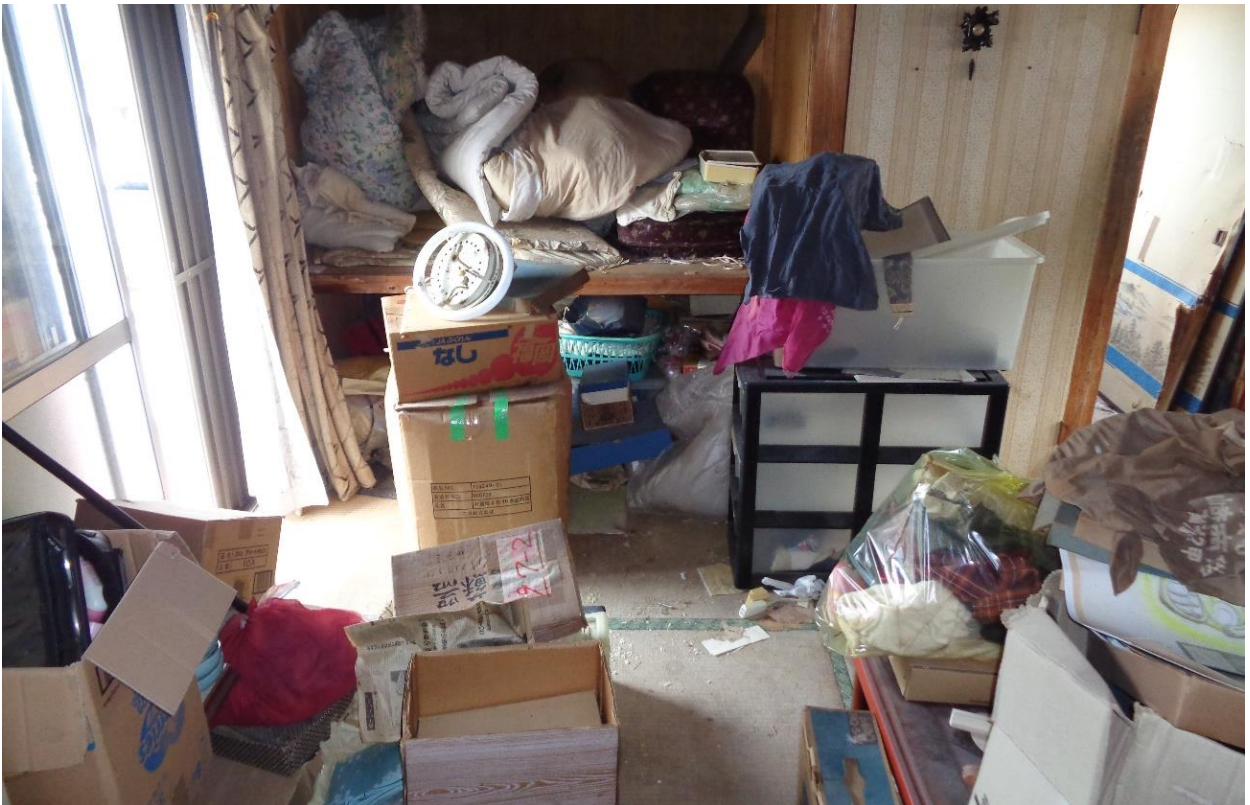
売却区分番号

1-2

現況写真①



現況写真②



物件明細書

売却区分番号	1 - 2	その他の現況写真
		
		
		
		屋根崩落部分 

物件明細書



敷地内電柱

敷地内電柱

※現況の写真は、令和7年7月に撮影したものです。